

令和6年4月2日

あいら共同株式会社

次世代育成支援対策推進法(第6回)

女性活躍推進法に基づく行動計画(第2回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内 容 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備および働き方の見直しに資する多様な労働条件の見直し。

目 標 ① 年次有給休暇の平均一人あたりの取得日数を12日以上とする。

《対策》

令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況について、取得率の低い事業所に対して実態の把握を行う。
令和6年5月～ 全体研修会において、子育て支援の必要性及びゆとりある働き方を認識させ、取得の促進を促す。

令和6年10月～ 各所長会にて集計表を配布、説明を行い、取得率を周知し取得促進を促す。
令和7年2月～ 計画的な取得に向けた事業毎の問題点を把握し取得環境を整える。

目 標 ② 育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、

雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後

休業など諸制度の周知、および再認識を図る。

《対策》

令和6年5月～ 法に基づく諸制度について全体研修会にて新基準の再認識を深める。
令和6年11月～ 安全衛生委員会やコンプライアンス委員会を利用して育児休業、介護休業について周知を行い、男性の子育て休暇や介護休暇の取得促進を促す。
令和7年5月～ 全体研修会にて就業規則、育児・介護休業法、雇用保険法および労働基準法について再度研修、周知を実施する。

令和6年4月2日

●職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する情報公表

1. 令和5年の一人当たりの有給取得日数

正社員	男性	10.4日	女性	12.4日
臨時・パートタイマー	男性	13.4日	女性	12.5日

2. 令和5年男女別有給休暇取得率

正社員	男性	27.5%	女性	35.6%
臨時・パートタイマー	男性	42.1%	女性	42.8%

対象期間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）